

提出された課題の検証について

第5条 会派

1 条文

(会派)

第5条 議員は、自らの意思を区政に効果的に反映させるため、会派を結成することができる。

2 会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする。

3 会派は、議会による政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派間の合意形成に努めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議員は、1人の場合においても、会派として届け出ることができる。

2 逐条解説

この条では、議会が様々な意思決定等を円滑に行っていくうえで有効な機能を果たしている会派について規定しています。

〔第1項〕

議員が会派を結成する目的について規定しています。

〔第2項〕

これまで板橋区議会には「会派」の定義がなかったため、ここで会派の定義を規定しています。

〔第3項〕

各会派は、議会として共通の政策立案や政策提言を行うに当たっては、できるだけ多くの区民の意思が反映されるよう、会派間の合意形成に努めることを規定しています。

〔第4項〕

「会派」は、第2項で定義した通り、その性質として複数の議員で構成されるものですが、板橋区議会における手続上の「会派」は1人の場合においても届け出ることができることを規定しています。

3 課題

条項	第5条（会派）	提出者
	<p>【現状】</p> <p>第2項で「会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする」、第3項で「会派は、議会による政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派間の合意形成に努めるものとする」、第4項で「第2項の規定にかかわらず、議員は、1人の場合においても、会派として届け出ることができる」となっている。</p> <p>会派は、議会運営を円滑に進めるための役割があるが、表決態度等を見ると必ずしも統一行動をとっていない。また、幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数が規定されていない。</p> <p>【解決策】</p> <p>議会活動を円滑に実施するための理念・政策等を共有する議員をもって構成する旨を明確にする。</p> <p>また、幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数を条例で規定する必要がある。通常は、議席数の10%である。</p>	自民党

第8条 情報公開の推進

1 条文

(情報公開の推進)

第8条 議会は、情報公開を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）を公開すること。ただし、議決により秘密会とした場合を除く。
- (2) 議会が保有する文書等を東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に基づき適切に公開すること。
- (3) 議会及び議員の活動に対する区民の評価に資するよう、議案、決算報告、請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する各々の議員の態度を公表すること。

2 議会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するよう努めなければならない。

2 逐条解説

情報公開を推進して、議会がどのような活動をしているのかが区民にも見えるようになれば、議会に対する信頼感の向上につながるだけでなく、区民が区政課題を把握することもできるようになり、意見発信の可能性が拡大するなど、区民参画の機会の拡充にもつながります。この条では、議会と区民との距離を縮めるための情報公開の推進について規定しています。

〔第1項〕

本会議や委員会を基本的に公開すること（第1号）、議会が保有する文書等を区の情報公開条例に基づいて適切に公開すること（第2号）、本会議で議決した議案等（この条例では、条例などの議案、決算報告、請願及び陳情を「議案等」と定義しています。）に対する議員ごとの態度（賛成・反対など）を公表すること（第3号）の3点に取り組み、情報公開を推進していくことを規定しています。なお、第1号の「秘密会」とは、地方公共団体の秘密に属する事項や議員又は住民の一身上の事件などについて審議する場合に、本会議又は委員会の議決により、議長又は委員長が指定した者以外の者を議場又は委員会室の外に退去させ、非公開により開く会議をいいます。

〔第2項〕

本会議や委員会の公開（第1項第1号）や、議決した議案等についての議員ごとの態度の公表（第1項第3号）については、議会広報紙やインターネットなど、さまざまな手段を活用するよう努めなければならないことを規定しています。

本会議及び委員会については、インターネットで会議録を検索することができます。さらに、本会議及び決算調査・予算審査特別委員会の総括質問の様子はインターネットで生中継しているほか、録画中継で視聴することができます。議決した議案等についての議員ごとの態度については、区議会ホームページで公表しています。

3 課題

条項	第8条（情報公開の推進）	提出者
	<p>【現状】</p> <p>本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）は、原則公開されており、傍聴が認められている。また、本会議及び予算・決算総括質疑についてはインターネット中継が行われている。しかしながら、各常任委員会や特別委員会、予算・決算分科会については中継されていない。</p> <p>【解決策】</p> <p>前回の検証でも課題として示されているように、インターネット中継の拡充や情報公開を進めるべきである。</p>	共産党

条項	第8条（情報公開の推進）	提出者
	<p>【現状】</p> <p>平成29年の議会基本条例の検証結果にて、「委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の充実等、情報公開の推進についてさらなる取り組みの議論が必要である」とされている。第8回議会報告会では、初となるインターネット中継によって開催され、中継の知見は深まってきたと考えられる。</p> <p>【解決策】</p> <p>第8条第2項の多様な広報手段として、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の実施について検討する必要がある。</p>	民主 クラブ

第 11 条 多様な意見及び要望の把握

1 条文

(多様な意見及び要望の把握)

第 11 条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。

2 議会は、本会議又は委員会の運営に当たっては、法第 115 条の 2 に規定する公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

2 逐条解説

この条では、議会における議案等の審議、審査、調査の内容を一層充実したものとし、区民参画の機会の拡充を図るため、区民等からの多様な意見や要望を的確に反映する手段を規定しています。

[第 1 項]

請願や陳情は、区民等の声を議会に直接届けることができる貴重な機会です。請願や陳情を、区政に対する幅広い提案又は要望・意見と位置付けて誠実に対応することや、付託された委員会における審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができることを規定しています。

[第 2 項]

公聴会や参考人の制度は、議会での審議に資するために民意を聴取する方法として設けられています。議会に対する区民参画の機会の拡充と、議会における審議の充実を図るために公聴会や参考人の制度の積極的な活用を努めることを規定しています。

3 課題

条項	第 11 条(多様な意見及び要望の把握)	提出者
【現状】	請願・陳情の審査にあたって、請願者・陳情者による説明の機会を設けることができるとあるものの、議会としては実施されていない。また、公聴会や参考人制度も活用していない。	共産党
【解決策】	請願・陳情者による説明の機会を設けるための規定や公聴会・参考人制度の活用のための運用を検討すべきである。	

第 12 条 議会報告会

1 条文

(議会報告会)

第 12 条 議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年 1 回以上、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

2 逐条解説

説明責任(第 10 条)の解説で述べたように、議会は区民の代表者として議論をした立場から、議案等の議決結果を区民に分かりやすく説明する責務を負っています。また、議会として区民からの様々な意見や要望を聴き取ることは、区政課題に関する認識の共有化につながり、議会としての政策立案や政策提言の充実に役立ちます。

このような、説明責任と意見聴取の必要性の両方を満たすものとして、毎年 1 回以上議員による議会報告会を開催することを規定しています。

なお、板橋区議会は、平成 26 年 5 月に東京 23 区で初めて議会報告会を開催しました。

3 課題

条項	第 12 条(議会報告会)	提出者
	<p>【現状】 58 万区民に対して、現状行っている形(一部の区民のみ参加)では、任を果たしていないのではないかと。</p> <p>【解決策】 今後の議会報告会について、WEB のみでの開催や、年 1 回の開催の縛りを 2 年に 1 回開催など検討が必要ではないかと。また、区民の方々について、コロナ禍のような重要案件があった場合には、議会報告会を開催するなど工夫をすべきではないかと。</p>	公明党